

公示する制限措置等の内容

区分		内容
まき網漁業	漁業種類	いわし、あじ又はさばの採捕を目的とする1そうまき動力付中型まき網漁業
		いわし、あじ又はさばの採捕を目的とする1そうまき動力付小型まき網漁業
	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数又は漁業者の数	9
	船舶の総トン数	【いわし、あじ又はさばの採捕を目的とする1そうまき動力付中型まき網漁業】 5トン以上20トン未満
		【いわし、あじ又はさばの採捕を目的とする1そうまき動力付小型まき網漁業】 5トン未満
	推進機関の馬力数	※定めなし
	操業区域	島根県益田市魚待ノ鼻から正北西の線以西の島根県沖合海面
	漁業時期	4月1日から10月31日まで
漁業を営む者の資格	山口県内に住所又は主たる事務所を有し、島根県と山口県との間で調整が図られている漁業者	
許可又は起業の認可を申請すべき期間	令和8年6月9日から令和8年6月22日まで	